

第十三回 参議院運輸委員會會議録第十五号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)午前十一時四分開会

出席者は左の通り。

委員長 山縣 勝見君
理事 岡田 信次君
小泉 秀吉君

委員 仁田 竹一君
一松 政二君
高木 正夫君
小野 哲君
片岡 文重君
深川 榮左衛門君

政府委員

運輸政務次官 佐々木秀世君
運輸大臣官 間嶋大治郎君
房総光部長 和達 清夫君
中央氣象台長 北村 純一君
中央氣象台 事務局長 菅任委員 古谷 善亮君
常任委員 会専門員 岡本 忠雄君
会専門員

本日の会議に付した事件

○國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○氣象業務法案(内閣提出)

○一般運輸事情に関する調査の件
(道路整備特別措置法案に関する件)

○委員長(山縣勝見君) それではこれ

より委員会を開きます。

先ず最初に國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府より提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(佐々木秀世君) 只今から國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知のごとく、國際觀光ホテル整備法は戦後外客誘致上最大の隘路となつてゐる外客の宿泊施設の不備不足を急速に克服するため、昭和二十四年十二月制定公布を見た助成法であります。爾來本法の制定に刺戟されて、我が國のホテル、旅館は逐次整備され、今日までに既にホテル五十、旅館三十五が本法の登録を受けておるのであります。併しながら、率直に申しまして、本法の助成内容はまだ不十分でありまして、殊に、昨年五月実施されました法人税法、所得税法関係法令の改正に伴い、一般のホテル、旅館の営業用固定資産の法定耐用年数が全般的に短縮されたため、登録を受けたホテル、旅館のそれとの間の差違が少なくなつたのみでなく、耐用年数が却つて長くなつた固定資産も出て来ることとなつたのであります。このような経緯もあり、人的及び物的登録条件の引上を行ひ、真に外客の宿泊施設としてふさわしいホテル及び旅館のみを登録すると共に、これに対する助成の内容を充実するため、今回その改正法案を本国会に上程することとした次第であります。

次に、本改正法案の内容について申し上げます。第一は法別表第二に規定する特例耐用年数の適用範囲の拡大であります。即ち、現行規定におきましては、本法により登録を受けたホテル及び旅館の営業用の固定資産に対する特例耐用年数は、法人所有の固定資産に限られてゐるものでありますが、これを個人所有のものにも適用することに改めたのであります。第二は特例耐用年数の改訂であります。昨年五月実施された所得税法及び法人税法関係法令の改正に伴い一般のホテル及び旅館の営業用固定資産の耐用年数は大幅に改められたのであります。これと均衡を図るため、本法の規定に基づく登録ホテル及び登録旅館の営業用の固定資産の特例耐用年数のうち不適当となつたものを改め、全般的に見て若干の短縮を図ることとしたのであります。第三は登録条件の引上であります。以上述べたような本法の税法上の助成を強化する前提といたしまして、眞に外客の宿泊施設としてふさわしいホテル及び旅館だけを登録するため、人的登録条件中経営に関する事項を改めると共に、物的登録条件につきましても、客室、浴室等について施設基準を相当引上げることとしたのであります。

以上、本改正法案の提案理由及び改正法案の内容につきまして御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○委員長(山縣勝見君) 本案に関する質疑は次回に譲りたいと思ひますが、よろしくごさいいますか。

○委員(山縣勝見君) それでは次に氣象業務法案を議題といたします。本法案の大綱説明を政府よりお願いいたします。中央氣象台総務部長。

○政府委員(北村純一君) 只今から今回御審議を願ひます氣象業務法案の概略につきまして御説明を申し上げます。

説明の便宜のために、大体逐條的に御説明を進めて行きたいと思ひますが、先ず第一條のほうから御説明申し上げます。

第一條は目的でございますが、これにつきましては提案理由といたしまして大臣から御説明になつた点と全く同じでございます。先ずこの法律によりまして氣象業務に関する基本的制度を定めたいということが第一の狙ひになつております。基本的制度と申しますのは、大体この氣象業務を運行して行くために一番大切なところの事項、例えは観測網を整備する、観測網を確立する、そのために必要な、現在氣象台以外の非常にたくさんの方の観測施設がございまして、そういう施設、それから中央氣象台の施設というふうなものを両方統合いたしまして、その中に観測網を確立して行きたいという趣旨を含んでおります。具体的規定は六

條のほうに現れることになつておりますので、そのほうで御説明申し上げます。それから観測方法を統一したい。で、それはやはり技術上の基準を定めまして、それによつて観測をやつて行く、或いは測器を檢定いたしまして、基準に合致いたしましたところの測器によつて観測をいたしまして、その成果を權威のあるものにして行くというふうな事項でございます。それから予報、警報の中樞を規定いたしまして、これが中央氣象台であるというのを書きまして、中央氣象台の、その予報、警報の中樞としての義務を的確に規定いたしますと同時に、予報のような公安に非常に關係のあるものにつきまして、中央氣象台以外の予報機関を許可制にする、或いは警報につきましては原則として中央氣象台以外にはこれをやらせないというふうな事項、或いは中央氣象台が集めたところの氣象その他に關連しますところの観測の成果といったものを、世界の氣象機關に向け、或いは国内の氣象機關に向け、洋上の船舶に対して通報する、そういう通報の事項と、そういうふうな制度を指しておるのでございまして、そういうものにございまして、今まで法的に規定されたものがありませんために、基本的制度が確立しなかつた點がございまして、特にこの法案によりましてそういう点を明らかにして行きたいと思ひます。その結果、災害の予防であるとか、交通の安全の確保、或いは産業の興隆に貢獻

する点におきまして、非常に確実にすることができると思ふのでございませう。それから後段に書いております「気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする」といふのは、気象業務は非常に国際的な性格を持つておりまして、日本だけの孤立した気象業務の運営によりましては、気象業務の……

○委員長(山縣勝見君) ちよつと速記をやめて……

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めて下さい。委員会は、本会議において採決があるようでありまして、暫らく休憩いたします。

午前十一時十五分休憩
午前十一時三十一分開会

○委員長(山縣勝見君) それではこれより委員会を開いたします。

○政府委員(北村純一君) 第一條の後段の説明を継続いたします。後段のほうに「気象業務に関する国際的協力」と書きましたのは、気象業務が非常に国際性が濃厚でございまして、孤立した日本の気象業務というものが殆んど考えられないような状況にありますので、国際気象網の一環といたしまして、そういう気象業務の国際的協力についての事項をこの中に盛つておる、そういうことについてこの目的の中に掲げたわけでございます。

それから次は第二條でございませうが、第二條は、この法律の中に出て参ります用語の定義になつております。非常に技術的な事項が多いために、定義をはつきりしておきませんと、他の官庁の権限その他にいろいろと抵触する点におきまして、非常に確実にすることができると思ふのでございませう。それから後段に書いております「気象業務に関する国際的協力を行うことを目的とする」といふのは、気象業務は非常に国際的な性格を持つておりまして、日本だけの孤立した気象業務の運営によりましては、気象業務の……

るような事項ができる虞れもございませうので、明確に定義をいたしまして、そういう誤解のないようにいたしたい。第三條は、只今申上げました第一條の国際的協力というのに関連もいたしまし、又同時に気象業務としての基本制度でもある運輸大臣の行うところの大事な仕事の項目を掲げたわけでございます。こういう第三條に掲げてありますような点に重点を置きまして、この気象業務が運営されて行くという趣旨を闡明したわけでございます。

次に、第二章は観測になつておりまして、四條から十二條に互つております。大体関連した事項でございませうが、一括して御説明申上げたいと思ひます。

第四條は、中央気象台がこういう仕事をいたしますに於ての方法を政令で定めるといふふうにきまりましたが、これは現在やつておりますところの仕事をばつたりするような意味合いと、それから他の官庁との権限の振合ひをはつきりするような意味合いで明確に定めることにいたしました。

第五條は、中央気象台の力で及ばないところを他の機関に観測を委託するという関係でございます。

第六條は、現在我が国にありますところの気象観測施設というものが、中央気象台以外に非常にたくさんございまして、それらの施設によつてやられますところの成果というものが、それらの施設の用いております技術上の基準が異なつておりますために、これを併せて有機的に活用して行くということが非常に困難な状況にありますので、この点の弊害を除去いたしまして、折角ありますところのたくさんさんの観測施設の成果をできるだけ中央気象台のやられますところの成果と併せて、広い範囲にこれを利用してできるようにいたしたいと、こういう意味合いから、他の気象観測施設に或る程度の規制を加えるような規定になつております。但し、研究であるとか、教育であるとか、或いは極めて特殊な気象の観測であつて、中央気象台の一般に観測しておるようなものとは併せて利用することのできないような観測というものは規制する必要を認めませんので、この第六條の中の例外として除外することにいたしました。

第七條は船舶の気象観測でございませうが、これは国際條約に基く義務にもなつておりますので、特にここに掲げた次第でございませう。

第八條は航空機の関係でございませうが、航空機の気象観測につきましても、国際民間航空條約の附屬規定の中にやはり観測についての規定を置いておりますので、国際條約の関連からここに船舶と同じように書き上げました。

それから第九條は、観測に使用する気象測器につきましても、検定を受けたものに限定をいたしましたのでございませうが、これは先ほども申上げましたように、気象の観測をやりました場合に、その成果を十分に正確なものにするためには、観測に使用する測器の検定をやるということが絶対に必要だと思ひます。あとの條章によりまして、検定を受けたものでなければ使つてはいけません。この中に計量法の比較検査と本

條の検定と二本建になつておりますけれども、気象測器の中には一応計量法の枠内に入つておるものがございますので、そういうものにつきましては既存の計量法との関係を明確にしておきま

せんと、法律の適用に非常に困難を感ずる次第でございませう。大体気象測器につきましても、一般の用途に充てる

ところの測器とは又略段の精度を必要とするものが多うございませうので、本法によつておるところの検定を受けなければ計量法の検定を受けても使用できないといふことを原則にいたしました。

ただ例外といたしまして、この法律によりまして定められましたと同じような精度で計量法を適用して検定を受ける途を開きまして、計量法との調整を図つたわけでございます。

第十條は観測方法の指導でございませうが、民間或いは他の官庁にありますが、この観測施設につきましても、中央気象台が適當なる指導をやりまして、その成果を一層正確なものにして行きたいといふ趣旨でございませう。

第十一條は、中央気象台が、例えば気象だとかその他の事項につきまして観測の成果を得ました場合に、これを直ちに発表することが……例えば気圧、気温の状況であるとか、地震があつた場合の震源地、震度というものを直ちに発表して公衆の利便を増進するといふような場合には、これを報道機関の協力を求めて発表しなければならぬといふ義務規定でございませう。

第十二條は、費用の負担は、六條の規定、七條の規定、或いは八條の規定によりまして、民間その他の何に報告を求めまして、その報告を中央気象台の成果と併せて公表するといふふうな

段取りになりますので、その報告の場合に要する経費を補償しようといふ意味合いでございませう。

第三章は予報及び警報について規定いたしました。

十三條は、中央気象台の現在やつておられますところの予報、警報の大体の基本原則を明確にしましたわけでございます。普通の天気予報、或いは津浪、高潮、波浪についての予報といつたものをここに規定しておるわけでございます。

十四條は、船舶、航空機に対する中央気象台の予報、警報について規定しておりますが、これは一般国民向けの予報、警報とは又その通報の内容を異にいたしますので、又これらの規定がそれと、国際條約に關連を持つておりますために、十四條に特段に書き上げて規定したわけでございます。

十五條のほうは、台風その他の場合に予報を速かに国民全般に周知させる

ところの経路を法的に明確にしたわけ

でございます。この点につきましては

昨年閣議決定を設けました。昭和二十四年には津浪の警報伝達につきましてはやはり閣議決定がございまして、一応の行政措置は済んでおるわけでございますけれども、特に法的に明確にしまして、その実行を確実にしたいといふ趣旨でございませう。

十六條は航空機に対する予報のやり方を書きました。十七條の予報業務の許可といふのは、予報業務が一般の公衆に影響を及ぼします関係が一般の公衆の、野放しにして置くということにつきまして、非常に弊害を伴うわけでございます。そういうふうな意味合い

から、特に運輸大臣の許可を受けたものが初めて予報業務をやり得るよう規定いたしました。

十八條は、その許可の基準を規定いたしました。この基準に該当するものに對しては必ず許可をするというふうな制度に定められたわけでございます。十九條は、一応許可をいたしましたものが、その許可の内容を変更したいという場合の規定でございます。

二十條は、予報の許可を受けました者に対しては、義務をいたしまして、中央氣象台の出すところの警報を伝達させるといふわけでございます。警報につきましては、あとの條文で、中央氣象台に限つてこれをやらせるといふ趣旨でございますので、予報を許可いたしました場合に警報は出させないといふことになりませんが、警報の伝達の義務を同時に併せて負われないと、予報を許可した場合に警報が薄弱でありまして、措置が一貫しないということになると思ひます。

二十一條は許可の取消でございます。それから二十二條は予報業務を休止した場合に、速かに届け出るという趣旨でございます。二十三條は、只今申上げました中央氣象台以外の者に警報をやらせないということでございます。警報の発令によりまして、いろいろの防災対策が行われることでございますので、公安的な立場から言ひまして、是非とも警報発令機關を統一する必要がありますと考えた次第でございます。その場合に、現在の状況におきましては、中央氣象台が最も多くの資料を配り合せて科学的に解析しまして正確なる警報が出し得る機關であると思ひますので、中央氣象台以外の者に

對しましては、この警報の発令を禁止しようといふわけでございます。但し例へば津浪警報のような場合に、これを伝達するところの電氣通信網といふふうなものの状況を勘案いたしましたして、一部の地域、例へば非常に交通不便なところといふふうな場合には、自衛区域といふふうなものを認めて、そこで適當なかつたがこの地域に局限された警報を出すといふふうな場合も考えられますので、若干の除外例を置いたわけでございます。

次の二十四條は、こゝにいつた予報とか警報とか。いろ／＼な標識の方法、例へば旗の識別、色とか或いは形の變つたところの旗によりまして、一般に天氣予報を知らせるといふふうなことが広く行われるわけでございますが、こゝにいつたものが統一されておらず、利用者に与りまして非常に不便でございますので、こゝにいつたものの統一につきましての規定を設けた次第でございます。その中で暴風信号施設を特段に取立てましたのは、これが國際條約に關係しておりますのと、それからその内容が主として船舶向けでございますので、一般向けのような簡単な内容を含んでおりません。例へば台風の場合であります、その暴風を伴う低氣圧とか、或いは台風の中心の位置、或いは進行の方向、そゝにいつたものでも、具体的に標示するわけでございますので、中央氣象台以外の者がやる場合には、一々中央氣象台の指示によつてその仕事をやらせるといふふうに規定したわけでございます。

第四章は、無線通信による資料の發表でございますが、現在中央氣象台は世界の氣象網の一環をいたしまして、

アジア地区の各国におけるところの氣象網の結果を集めておいて、一応の解析を加えて、世界の氣象機關の利用に供するため發表するといつた仕事をやつておりますし、又洋上の船舶に對しまして、その航海を安全ならしめるために、同じく國際條約の規定によりまして、民間航空機に對しても同様の業務をしなければならぬといふふうなことになるので、二十五條によりまして、無線通信によりまして中央氣象台が集めた資料を放送する關係を規定いたしました。この事項は現に中央氣象台で実行しておる業務でございます。

二十六條は、中央氣象台以外のものが無線通信によつて観測の結果を發表することについて許可制をとりました。これは氣象観測の結果を無線通信によつて發表するということになります。と、實際の通報ではありますけれども、非常迅速なる發表でございますので、予報の類似行為になつて来るわけでございます。この實際の放送を聞きまして船舶とか或いは航空機とかいふものが、それ／＼自分のとるべき措置をきめるのでございまして、實際の放送でありまして、無線通信によつて發表するものにつきましては、予報業務の許可と同様の趣旨の規定をおく必要を認めたわけでございます。

第五章は檢定でございます。檢定につきましては先ほど申上げましたように、氣象観測の場合に使うところの測器は、一定の檢定を受けなければならぬといふことになつておりますので、第五章によりまして、その檢定を受けるところの測器の種類であるとか、合

格の基準であるとか、合格した場合の証印、或いは檢定証書といつたものの規定をおきました。

三十二條にありますが型式証明というのは、その檢定が個々の商品を検定するのでございまして、商品価値を書しないようにして檢定するのであります。この場合には、型式証明の場合にはその商品価値を廢してでも精密に検査をいたしまして、將來同じような種類の品物の檢定をする場合に、簡単に檢定を済まし得る途を開いたわけでございます。三十三條はその場合の手数料の規定でございます。

第六章は雜則になつております。第六章の雜則は、氣象の状況につきまして一般の、特に裁判關係或いは海難審判といつた關係で事實の証明を求められる場合がございまして、その點の規定をおきました。

三十六條は刊行物によりまして中央氣象台が集めた資料を發表するといふ義務を規定したわけでございます。三十七條は、氣象測器が屋外或いは非常交通の不便な場所に施設される場合がありまして、この施設が他人によりまして損壞される危険性がございまして、この場合にこの氣象測器の使命といふようなものを考えまして、特に一般刑法による器物損壞罪の特別規定を置いたわけでございます。

三十八條、三十九條は氣象観測をやる場合に他人の土地或いは水面に立入るとか、障害物の除去といふふうな必要が起る場合がございまして、その規定を設けました。

四十條は、その場合に他人に与えた損害を補償するといふ規定でございます。四十一條は予報の許可を与えたと

ころのものとか、或いは二十六條によりまして無線通信による放送を許可したものに對しまして、その業務の監督規定でございます。四十二條は身分証明を以ちまして、監督或いは立入りの場合に身分を明確にさせる規定でございます。第四十三條は現在測器の關係におきまして特に一般の業務の委託を受けておりますので、この點を明確にいたしました。

第七章は罰則規定でございます。附則が付いておりますが、この附則について若干御説明申し上げたいと思ひます。附則のはうは、この法律は公布の日から起算して六月を超えない期間内に實施されるわけでございまして、この實施の日から五カ年間の猶予期間を置きたいといふのが趣旨でございます。と申しますのは、一時にこの規定を適用いたしますと、例へば第六條による観測測器といふふうなものを更新しなげやならぬといふふうな場合が出て参りますので、そのために國內全般に与えらるるその影響が非常に大ききと存じます。その點を適當に調整しながらこの法律の施行を円滑に運用して行きたいという趣旨でございます。

現在の大半の測器は檢定の期間も五カ年有効期間も五カ年と定めましたが、大体において五カ年の間には現在使用しておるところの測器は氣差に大きな狂いを生じまして、使用できなくなつたので、その使用できなくなつたときに取換える新しい測器から、技術上の基準に従わせ、或いは檢定によらせるといたしますと、最も新しい測器といへども、これから五カ年先には必ず取換える機会があるといふ、こゝういふふうな點を考慮いたしまして、最

も経費のかからん運用の方法を考えたわけであります。ただ船舶の關係は、その船舶が使用いたしますアネロイド、氣圧計といったものの氣差の狂いが非常に激しいために、二カ年間といはしますことが実情に適合すると思ひまして、外航船舶に限りまして五カ年間の猶予期間を二カ年間に限定するといふふうな趣旨になつております。

大体非常に急ぎましたので、簡単にになりましたが、私の説明を終りたいと思ひます。

○委員長(山縣勝見君) 本案に関する質疑は次回に譲りたいと思ひますが、よろしくごさいますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) ちよつと速記をやめて。

午前十一時五十四分速記中止

午後零時四十五分速記開始

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めまして。それでは道路整備特別措置法案につきましては、先日の建設委員会との連合委員会において、当委員会の委員の各位より政府に対して御質疑があり、その間各委員の本法案に対する御意見は表明されたわけであります。がついては建設委員会よりの要望もあつて、当委員会から建設委員会における本法案の審議のために何らかの意見を徴せられておりますから、この際本委員会といたしましては、建設委員会に対し、当委員会の各委員の御意見の大体を一するところに従つて、適当な文案によつて申入れをいたしたいと思ひますが、つきましては、先般来連合委員会及び当委員会における各委員の御発言の内容を勘案いたしまして

て、専門員において一応の文案を作つておりますので、その文案を専門員から御披露申上げまして、御審議を願ひたいと思ひます。

○専門員(古谷繁男君) それでは私から朗読いたします。

昭和二十七年四月 日

参議院運輸委員長 山縣 勝見

参議院建設委員長 広瀬兵衛君

道路整備特別措置法案について
標記の件について四月十七日開催の運輸委員会において左記の通り要旨意見を決定いたしましたから、よろしく御高配下さるようお願いいたします。

記

この法律案の実施により混合交通の行われる一般公道に有料道路の設けられることは、無料公開を基本の建前とする道路法の趣旨に反するもので、運輸委員会においては、道路の新設、改良、維持、修繕の費用は、国全体の財政を通じて別途政府が考慮するのが当然で、道路の賃取制度を設けることを好まないが、道路の急速なる整備を企圖し、差当りの措置としてこの制度を設ける必要あらば、少くとも高速度交通を要案とする近代道路の性質に鑑み、他の高速度交通機関との調整をも考慮し、総合交通政策の一環としての道路政策に基いて施行することを要する。なお、かかる賃取道路の対象となるものについては、隧道及び長大な橋梁のごとく、明確なるものに嚴格に制限するより、特に貴委員会において審議の際考慮せられるよう要望す

る。
以上でございます。

○委員長(山縣勝見君) ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山縣勝見君) 速記を始めまして。それでは只今専門員から朗読しました案文に別段の御意見ございませんですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山縣勝見君) それでは只今朗読いたしました案文によつて委員長より建設委員長に適宜申入れをいたします。

なお、先ほど来弊害の伴わない、又必要な観光地における新設の道路について、観光の見地より必要なものについては、本法の対象としてもいいじやないかという御意見もございましたのでありますが、これは特に申入書の中に入れませんで、建設委員長に口頭で以て斷明的に話をいたすことにいたします。

午後零時五十二分散会